

特定事業者の情報共有に関する規約

(目的)

第一条 特定事業者の情報共有に関する規約（以下「本規約」という。）は、譲り受け側が M&A 取引を濫用して譲り渡し側又はその関係者に損失を与える等の事案が発生すると適切な M&A 取引の実現に疑義を生じさせることに鑑み、かかる事態を回避するため、本規約に定める制度に参加することに同意する者（以下「本制度参加会員」という。但し、本協会の会員でない者についても、協会が特に認めた者は本制度参加会員に含めることができるものとする。）に対して一定の事由が生じたことを知った場合に譲り受け側の情報を協会に報告させ、協会が当該譲り受け側の情報を協会が定めるリストに登録し（登録された譲り受け側を「特定事業者」という。）、本制度参加会員に対して情報を共有する制度を創設することにより、適切な M&A 取引の実行を期することを目的とする。

(適用関係)

第二条 本規約は、本制度参加会員に対してのみ適用される。

- 2 本制度参加会員になろうとする者は、協会に対し、協会が定める方法により本制度に参加する旨の意思表示を行い、協会からその承認を得なければならない。
- 3 協会は、本制度参加会員になろうとする者に対し、下記の対応を履践すべきことを教示し、履践の意思を確認の上で、本制度参加会員になることを承認するものとする。

記

本制度参加会員になろうとする者が、譲り渡し側及び譲り受け側と締結する提携仲介契約書又はアドバイザー契約書等適切な方法において、①本制度参加会員が次条第1項各号に定めるいずれかの事由が生じたことを知ったときは、当該譲り受け側の情報（法人の場合は名称、法人番号、本店所在地及び代表者名等、個人の場合は住所及び氏名等。以下単に「譲り受け側の情報」という。）を協会に報告しなければならないこと、②協会において、登録に対して異議申し立てがなされた場合、又は当該譲り受け側の行為が濫用的 M&A 事由に該当する場合には調査が行われ、本制度参加会員は協会の調査に協力しなければならないこと、③①に定める報告を行い又は②に定める調査に協力することにより、協会との間で譲り渡し側及び譲り受け側の個人情報の共同利用を行うこと、④協会に対する報告又は調査等の結果、譲り受け側の情報が協会の管理する「特定事業者リスト」（以下「リスト」という。）に登録され、登録開始日から最低でも10年間継続して本制度参加会員（リストへの登録日以後に本制度参加会員となった者を含む。以下同様。）からの照会を受けてリストに登録された情報のうち照会に該当する情報が開示されること、⑤本制度参加会員が、リストに登録された情報の開示を受けることにより、協会及び他の本制度参加会員との間で譲り受け側の個人情報の共同利用を行うこ

とを規定し、かつ、これらを仲介・FA 契約の締結前における契約重要事項説明の対象とすること。

- 4 協会は、本条第2項の承認を与える前に、反社会的勢力との関係の有無や代表者及び役員並びに実質的支配者の犯罪歴、M&A 支援業務を実施している事業実態の有無等を確認するために、必要な資料の提出を求めることとする。
- 5 前項による調査の結果、反社会的勢力との関係が認められる場合、代表者及び役員並びに実質的支配者が禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であることが認められる場合、M&A 支援業務を実施している事業実態が存在しないと認められる場合、その他これに準ずるような事由が認められ、協会が不適切と判断する場合には、協会は、理由を示さずに承認を拒否するものとする。

(本制度参加会員の協会への報告等)

第三条 本制度参加会員は、本制度参加会員となった後に自らが提携仲介契約又はアドバイザリー契約等を締結した案件について以下の各号に定めるいずれかの事由（以下「報告事由」という。）が生じたことを知ったときは、協会に対し、協会が定める方法により当該案件の譲り受け側の情報を速やかに報告しなければならない。但し、本制度参加会員となる前に提携仲介契約又はアドバイザリー契約等を締結した案件であったとしても、報告事由が認められる時は、可能な限り、協会に報告するよう努めなければならない。

- 一 譲り受け側と譲り渡し側との間で、譲り渡し側の関係者の負担する保証債務及び抵当権その他の担保権（以下「保証債務等」という。）の解除が M&A の最終契約までに合意されたにもかかわらず（努力義務として合意された場合も含む。以下、「解除合意等」という。）、M&A 取引の実行日から60営業日を経過しても当該保証債務等が解除されていないこと（譲り受け側が金融機関等に相談等を行った上で解除されない場合を含む。）。但し、譲り受け側が認識していない保証債務等が M&A 取引の実行後に判明した場合には、判明した日から60営業日を経過しても当該保証債務等が解除されていないこと（譲り受け側が金融機関等に相談等を行った上で解除されない場合を含む。）。
- 二 解除合意等がなされたにもかかわらず、M&A 取引の実行日から10営業日を経過しても、譲り受け側が金融機関等に保証債務等の解除について相談（解除に向けた具体的申し入れであり、挨拶・日程調整はここには含まれない。以下同じ。）を行わないこと。但し、譲り受け側が認識していない保証債務等が M&A 取引の実行後に判明した場合には、判明した日から10営業日を経過しても、相談を行わないこと。
- 三 銀行借入の保証債務等に関して、解除合意等がなされ、譲り受け側が金融機関等に保証債務等の解除について相談を行ったものの、金融機関等が解除できないと判断し

た場合又は解除にあたって条件が付けられる場合において、そこから20営業日以内に、当該譲り受け側が借換・一括弁済、解除にあたっての条件の充足等の自らの負担による当該保証債務等の解除を実施しないこと。

四 名義の如何にかかわらず、M&A 対価を分割払いにする場合、又は退職慰労金を後払いにする場合で、支払要件が期日の到来のみとされているにもかかわらず、当該期日を経過しても支払いがなされないこと。

五 その他、明らかな資金不足による M&A の実施、最終契約において合意された未決済事項の不当な履行拒否、解除合意等の不当拒否等の保証債務等の未解除に至る可能性の存在、M&A を利用した譲り渡し側情報の不当な抜き取り及び不当使用、M&A 後に譲り渡し側から資金を抜き取る一方で必要な運転資金を入金しない等、譲り渡し側に損害を与えるおそれのある不適切な譲り受け側であると認められること。

2 本制度参加会員は、本制度参加会員となった後に、前条第3項に規定する①から⑤の内容を提携仲介契約書及びアドバイザー契約書等において定めることなく当該各契約を締結する案件を発生させてはならない。

3 本制度参加会員は、協会への報告後、報告事由に係る事実に変更等が生じ、譲り受け側による保証債務等の解除、後払いの支払い等、報告事由又は登録事由の原因の解消（以下「原因解消措置」という。）がなされたことを知ったときは、協会に対して報告しなければならない。

（協会によるリストへの登録）

第四条 協会は、①前条に基づき本制度参加会員から自らが M&A 仲介業務又はアドバイザー業務等を行った案件の譲り受け側の情報の報告を受けた場合、②本制度参加会員が M&A 仲介業務又はアドバイザー業務等を行った案件に関して協会が独自に当該案件の譲り受け側の行為が前条各号のいずれかに該当することを認知した場合、③報道その他の公表情報又は協会に寄せられた情報により、協会が独自に特定の譲り受け側の行為が前条第1項第一号から第四号のいずれか（以下「客観的登録事由」という。）に該当することを認知した場合には、社名、法人番号、代表者名、役員名、登録日、登録事由、備考（現在の状況、原因解消措置等）等の譲り受け側の情報（以下「共有情報」という。）をリストに登録し、登録開始日から最低でも10年間継続して本制度参加会員に対して共有情報を開示するものとする。

2 協会は、客観的登録事由に該当する事実の有無に関して譲り受け側からメール又は書面により異議申し立てがなされた場合には、当該異議申し立てに理由があるか否かについて、調査を行わなければならない。但し、異議申し立ては客観的登録事由に該当する事実の有無を理由とする場合に認められるものとし、それ以外の理由に基づく場合又は濫用的に行われる場合には、協会は、理由を示した上で、当該異議申し立てを即時却下することができる。

- 3 協会は、共有情報を最低でも10年間継続して登録する。但し、10年以上連続して当該譲り受け側に関する報告又認知が発生していない場合、協会は、当該共有情報をリストから削除することができる。
- 4 協会は、本条第2項に定める調査に当たり、当該案件のM&A仲介業務又はアドバイザリー業務等を行った者が本制度参加会員であるときは、当該会員に対して必要な報告、資料提出その他を求めることができる。
- 5 本制度参加会員は、前項に定める協会からの報告、資料提出その他の要請を受けた場合には、当該要請に協力しなければならない。
- 6 協会は、本条第2項の調査を協会が委嘱する第三者をして行わせることができる。
- 7 協会は、前条第3項による報告又は次条に規定する異議申述手続等により、登録事由に係る事実事後的に変化が生じた場合には、リストに当該変化が生じた旨を追記することとする。
- 8 協会は、譲り受け側からメール又は書面によりリストへの登録状況について照会を受けた場合、当該譲り受け側に対し、登録の有無及び登録の内容（登録されている場合に限る。）を開示するものとする。

（異議申述手続等）

第五条 協会は、前条第2項の調査だけでは、異議申し立てに理由があるか否かについて結論が出ない場合には、必要に応じて、当該案件の譲り受け側に異議申述の機会を付与することができるものとし、この異議申述の機会の付与は以下の要領による。

- 一 協会は、リストの登録を維持しようとする譲り受け側に対し、①当該事案の概要及び譲り受け側の情報が協会の管理するリストへ引き続き登録され、登録開始日から最低でも10年間継続して本制度参加会員からの照会を受けてリストに登録された情報のうち照会に該当する情報が開示されること、②リストへの登録の原因となる事実、③異議申述書の提出先及び提出期限を書面により通知しなければならない。
- 二 異議申述は、異議を記載した書面を提出して行う。異議申述を行う者は証拠書類等を提出することができる。
- 2 協会は、前項の異議申述の機会の付与に関する手続を協会が委嘱する第三者をして行わせることができる。
- 3 協会は、協会による調査又は異議申述の機会の付与を経て、異議申し立てに理由がないと認定したときは、共有情報のリスト登録を維持し、登録開始日から最低でも10年間継続して本制度参加会員からの照会を受けてリストに登録された情報のうち照会に該当する情報を開示する。但し、登録事由に係る事実誤りがあると判明した場合には、速やかに、リストに登録された情報を消去するものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合、協会は、リスト登録を維持された譲り受け側又はリスト登録を消去された譲り受け側に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

(濫用的 M&A 事由による登録)

第六条 協会は、第四条第1項①から③に規定する報告又は認知により、第三条第1項第五号に該当する事由(本規約において「濫用的 M&A 事由」という。)を認識した場合には、協会が当該案件の譲り受け側の行為が悪質かつ M&A 取引に関連して譲り渡し側又はその関係者に重大な損失又は悪影響を与え、M&A 取引の健全性を著しく阻害するもの(以下「悪質性」という。)に該当するか否かの調査を行わなければならない。

- 2 協会による前項の調査の実施には、第四条第4項から第6項を準用する。
- 3 協会は、本条第1項の調査の結果、濫用的 M&A 事由に関して、悪質性を認定し、共有情報をリストに登録しようとするときは、あらかじめ、当該案件の譲り受け側に弁明の機会を付与するものとし、この弁明の機会の付与は以下の要領による。
 - 一 協会は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、リストに登録しようとする譲り受け側に対し、①共有情報が協会の管理するリストへ登録され、登録開始日から最低でも10年間継続して本制度参加会員からの照会を受けてリストに登録された情報のうち照会に該当する情報が開示される予定であること、②リストへの登録の原因となる事実、③弁明書の提出先及び提出期限を書面により通知しなければならない。
 - 二 弁明は、弁明を記載した書面を提出して行う。弁明を行う者は証拠書類等を提出することができる。
- 4 協会は、前項の弁明の機会の付与に関する手続を協会が委嘱する第三者をして行わせることができる。
- 5 本条第3項の弁明の機会の付与を経て、協会が悪質性を認定したときは、協会は共有情報をリストに登録するものとし、その登録期間は第四条第3項を準用する。
- 6 前項の措置を講じた場合、協会は、リストに登録された譲り受け側に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

(開示された情報の利用に関する留意事項)

第七条 本制度参加会員は、自らが M&A 仲介業務又はアドバイザー業務(セカンドオピニオンを含む。)等を提供するか否かの判断材料の一つとする目的又は自らが関与する M&A 取引において譲り受け側が不適切でないか否かを判断する目的等の M&A に関する支援業務に限り、協会より開示された情報(以下「開示情報」という。)を利用することができる。加えて、本制度参加会員は、開示情報の取扱いについて、協会の指示に従うものとする。

- 2 本制度参加会員は、開示情報を前項に定める目的以外で利用してはならない。また、第三者(但し、法令上守秘義務を負う者は除く。)に開示してはならない。
- 3 本制度参加会員は、開示情報を組織内で適切に共有範囲を設定した上で、情報管理を適切に行わなければならない。

(本規約違反への対応)

第八条 協会は、本制度参加会員が本規約上の義務に違反した場合には、当該会員に対する調査及び協会監事の意見を聴取した上で、重大性に応じて、次の各号の処分の一つ又は複数を行うものとする。

- 一 当該会員に対する戒告
- 二 当該会員に対する是正措置の命令
- 三 当該会員による照会への回答拒否等の一定期間の利用停止
- 四 当該会員の本制度参加会員としての地位の喪失

2 協会が、前項の処分を行った場合には、直ちに、当該会員の名称及び処分内容等をウェブサイト上において公表するものとする。

3 協会により、本条第1項第二号の命令が出された場合には、本制度参加会員はこれに従わなければならない。

4 協会が、本条第1項第四号の処分を行った場合は、協会は、本規約に違反した本制度参加会員を定款に基づき本協会から除名することも妨げられるものではないものとする。

(本制度参加会員のその他の義務)

第九条 本制度参加会員は、第三条第1項第四号の登録を発生させないようにするため、譲り渡し側及び譲り受け側に対して、エスクローを活用するよう推奨するものとする。

2 本制度参加会員は、本規約に定める本制度参加会員の義務の履行状況等に関する協会からの調査を受け入れなければならない。

(本制度の規律付け)

第十条 協会は、本制度において適切な規律を働かせるため、本制度参加会員が本制度に係る義務を履行するよう周知・モニタリングを徹底するものとする。

2 協会は、中小企業庁財務課が必要と認めるときは、本制度の運用状況等について、中小企業庁財務課に対して報告を行うものとする。

附則

本規約は、中小企業庁財務課「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みについて」(2025年2月)(以下「当該文書」という。)において明示された国の期待に応えるべく、当該文書に準拠して策定されたもので、その高い公共性と公益性を実現させるため、当該文書において示された考え方にに基づき運用されるものとする。

2 本規約は、2025年4月1日から改正施行する(但し、本制度参加会員は、経過措置として、本規約施行前の提携仲介契約書又はアドバイザー契約書等を、遅くとも2025年5月1日までに本規約に沿って改訂するものとする。なお、本規約は、改訂前の提携仲介契約書又はアドバイザー契約書等に基づく取引には遡及適用しないこととする)。